

平成29年3月1日

保護者様

京都外大西高等学校
校長 北村 聡

警報発令に伴う休校基準の変更について（お知らせ）

春暖の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜りまして感謝申し上げます。

標記の件について、昨年9月に大気不安定により起こる集中豪雨により、一時的な警報が発令されることがたびたびあり、休校となることがありました。

今までは、広域通学範囲による地域の現状等を鑑み、大雨や洪水の各警報が発令された場合は休校としていましたが、このたび「暴風」「大雪」「特別」の3つの警報が発令された場合を休校とし、平成29年4月より休校の基準を変更いたします。

つきましては、生徒の安全性を第一と考えてはおりますが、授業時間の確保等のためご理解くださいますようお願いいたします。

なお、4月に配布する生徒手帳にも下記の警報基準は記載しておりますので、お知りおきくださいますようお願いいたします。

記

警報発令に伴う休校の基準

- (1) 京都府南部（京都・亀岡）に「暴風」「大雪」「特別」警報が発令されているときは次のとおりとする。
 - ①午前6時までに上記の警報が解除されたときは、平常授業とする。
 - ②午前8時までに上記の警報が解除されないときは、臨時休校とする。
 - ③午前8時までに上記の警報が解除されたときは、3限より授業を行う。
- (2) 京都府南部（京都・亀岡）以外に居住する者で、その居住地域に上記の警報が出ていて安全な通学が確保できないと判断される場合は、自宅待機とし、午前8時までに解除され次第速やかに登校する。
午前8時までに解除されない場合は、公遅刻、公欠扱いとする。
- (3) 考査期間中は、午前6時までに上記の警報が解除されないときは、考査を順延する。
- (4) 上記の警報で休校となった場合、後日振替授業を行うことがある。